

○北九州市平尾台自然の郷条例施行規則

平成15年4月10日

規則第48号

改正 平成15年7月18日規則第69号

平成16年12月27日規則第103号

平成17年10月6日規則第92号

平成18年3月9日規則第7号

平成19年6月29日規則第47号

平成20年11月13日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市平尾台自然の郷条例(平成15年北九州市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第2条 北九州市平尾台自然の郷(キャンプ施設及び駐車場を除く。)の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 北九州市平尾台自然の郷(以下「自然の郷」という。)のキャンプ施設及び駐車場の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月29日(同日が日曜日に当たるときはその前日とし、月曜日に当たるときはその前々日とする。次項において同じ。)から10月31日までの日 午前0時から午後12時まで

(2) 11月1日から翌年の4月28日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、日曜日に当たるときはその前々日とする。次項において同じ。)までの日 午前10時(駐車場にあっては、午前9時)から午後5時まで

3 自然の郷のキャンプ施設の入退所時間及び駐車場の入出庫時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月29日から10月31日までの日 午前9時から午後9時まで

(2) 11月1日から翌年の4月28日までの日 午前10時(駐車場にあっては、午前9時)から午後5時まで

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間、入退所時間又は入出庫時間を変更することができる。

(平15規則69・平18規則7・一部改正)

(休業日)

第3条 自然の郷の休業日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、

又は臨時に休業日を指定することができる。

(平15規則69・平18規則7・一部改正)

(行為の許可の手続)

第4条 条例第3条の規定により行為の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 行為の目的及び内容
- (3) 行為を行う期間
- (4) 行為を行う場所
- (5) 原状回復の方法

(平17規則92・一部改正)

(利用の許可の手続)

第5条 条例第6条第1項の規定により野外ステージの利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 利用の目的
- (3) 利用の日時
- (4) 入場料等の徴収の有無
- (5) 原状回復の方法

2 条例第6条第1項の規定によりキャンプ施設(シャワーを除く。)の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 利用日
- (3) テント区画の種別
- (4) 利用区画数
- (5) 利用人数
- (6) 車の車種及び台数
- (7) 入退所時間

(平15規則69・平17規則92・一部改正)

(駐車場利用料金)

第5条の2 条例別表の駐車場の利用料金に係る規則で定める額は、大型自動車及び中型自動車にあつては1,000円、普通自動車にあつては300円とする。

(平16規則103・追加、平17規則92・平19規則47・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第6条 市長は、条例第8条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平17規則92・全改)

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 条例第3条の規定により行為の許可を受けた者は、自然の郷において行為をする権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 条例第6条第1項の規定により利用の許可を受けた者は、自然の郷の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17規則92・一部改正)

(設備の変更禁止)

第8条 自然の郷を利用する者は、自然の郷に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平17規則92・一部改正)

(原状回復の義務)

第9条 自然の郷を利用する者は、自然の郷の利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。条例第7条第1項の規定により行為の許可を取り消され、若しくは行為若しくは利用の中止若しくは自然の郷からの退去を命じられたとき、又は条例第7条第2項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の制限若しくは停止を命じられたときも、同様とする。

(平17規則92・一部改正)

(損害賠償の義務)

第10条 自然の郷に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定に係る事項の公表)

第11条 市長は、自然の郷について指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平17規則92・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第12条 条例第12条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則92・追加、平20規則70・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第13条 市長は、自然の郷について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平17規則92・追加)

(指定管理者の事業報告)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する自然の郷の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平17規則92・追加)

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

(平17規則92・旧第11条繰下)

付 則

この規則は、平成15年4月20日から施行する。

付 則(平成15年7月18日規則第69号)

この規則は、平成15年7月20日から施行する。

付 則(平成16年12月27日規則第103号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成17年10月6日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)、第5条の2(見出しを含む。)及び第6条から第9条までの改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月9日規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月29日規則第47号)抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年11月13日規則第70号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。